

2004年4月2日作成

参考資料として、庄原市議会議員 谷口 勇 氏の、

「学校給食調理の 庄原市総合サービス(株)への委託に賛成の討論」  
の要旨をまとめました。

参考にさせていただければ幸いです。

日本共産党 庄原市議会議員 藤木くにあき

谷口 勇 議員の

## 学校給食調理の 庄原市総合サービス(株)への委託に賛成する 討論(要旨)

(2004年3月26日の 市議会本会議に於いて)

(前略)

新年度予算をめぐって、いろいろ反対の討論がなされました。  
なかでも、学校給食調理業務については、その法の解釈をめぐ  
っての議論が中心でございました。

1点目は、労働者派遣法(労働省告示第37号)の第2条第  
1号で定義する、「指揮命令の有無により、労働者派遣事業と  
請負により行われる事業との区別について」の解釈の問題であ  
ります。

学校の栄養士等が直接民間委託の調理員に業務命令を行う場  
合は、労働者派遣法により「労働者派遣」と判断されるため、  
請負業務では直接業務命令が行えないと懸念される問題につ  
いてですが、平成15年11月26日に内閣府が示した「行政サ  
ービスの民間解放に係る論点について」のなかで、厚生労働省  
の見解を「請負として行う場合には、現行制度でも、受託者側  
の現場責任者を通じて、文書や口頭等により具体的な指示を行  
うことは可能である」と、法に抵触しない旨を明確に示してお  
ります。

新しい民営化のシステムでは、会社は、学校栄養職員と同等  
もしくはそれ以上の資格をもつ調理員を配し、仕事の割付、順  
序、緩急の調整、業務に関する技術的指導を実施し、独立して  
給食調理を完成させるものです。そのうえで、現場責任者とし  
て配置した有資格者を通じて発注者側の代行者でもある学校栄  
養士から、指導、点検、助言を受けるとともに、受注者側の現  
場責任者が社員に命じて業務を遂行することは請負の事業とし  
て、何ら労働者派遣法に抵触するものではありません。

次に給食調理業務にかかる設備、機械等を会社は無償で貸与、  
使用させることが労働省告示第37号、「労働者派遣事業と請  
負により行われる事業との区分に関する基準」のなかで示され  
ている「自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備もし  
くは機材または材料もしくは資材により業務を処理すること」  
にはあらず、労働者派遣法に抵触するとの指摘の問題でござ  
います。

この具体的判断基準では、「機械、資材等が相手から借り入  
れまたは購入されたものについては、別個の契約当事者双方に  
相互に対価的関係をなす法的義務を課す契約、いわゆる双務契  
約でございますが、これが正当なものであることが必要である」  
とされており、このことが、すなわち使用貸借であっても、契  
約全体が双方に対価的関係をなす契約になっていけば問題ない  
ということでもあります。

本市は、学校給食調理業務を庄原市総合サービス株式会社に  
委託するにあたっては、請負契約とは別の使用貸借契約を締結  
し、その契約内容に「無償で貸付けた設備、備品の償却等は、  
請負費用の積算に算入しないこと、また、貸し付けた設備、備  
品の修繕費等は受託者によって負担すること」を盛り込むとし  
ております。

これにより、会社は、庄原市に対して使用料は支払っていな  
いが、その分、安価で給食を完成させる責務を負うことになり、  
請負代金が安くなって、実質的には、使用料相当額を受託会社  
が負担していることになるのです。

すなわち、契約全体では、有償、無償にかかわらず、契約当

事者双方に相互に対価的な関係をなす法的義務を課す契約となるわけで、広島県を通じて調査した厚生労働省の見解でも、「本件の場合、設備、備品について、庄原市総合サービス株式会社が、庄原市との使用貸借契約により調達することについては、労働省告示第37号第2条第2号ハの1はクリアしていると考えられる。無償、有償は問わない」と明解に述べております。

また、学校教育法および学校給食法との関係については、法の主旨から全く論点として成立しないものと考えます。

また、「実績のない会社に公的事業を負わせる訳にはならないだろう。経営能力はない」という指摘もございました。

しかし、私は、この株式会社には、十分業務を担う能力は備えている、なぜならば、社員は、その専門的な知識を有しているからです。

会社のマネジメント能力、職員個々の能力、それぞれ私は問題ないと考えます。

(略)

私は、より良い改革なら早いほど良いのではないかと考えております。こうした改革が遅れば遅れるほど、市民は不利益をこうむるのではないのでしょうか。

ベテランの調理員でなければ、まともな調理ができないのではないかという指摘もございますが、私は、真に求められるべきは、調理員の能力、そして、その業務にかける情熱、意欲、そういったものこそ問われているのではないかと考えます。

ベテランもそうでないものも、一緒になって力をあわせる。そうしたことが、職場に活性化をもたらすことでもあり、そうしたバランス感覚というものが、私は、求められているように考えます。

給食調理の試作等についても指摘があったところですが、民

間であるなしにかかわらず、新しく給食を実施したりする場合は、当然のことながら給食調理の試作は行うはずで

です。子どもたちの安全のために、私は、少々のレストランが出ることは、この際、いたしかたないことではないかと考えております。

それは、子どもたちの生命の安全にかかわることですから、十分な試作等についても行うべきものと私は考えております。

学校給食業務の委託については、予算審査を通じて、きれいさっぱり、払拭されるに十分な審査であったのではないかと確信いたしておりますが、

あたかも、庄原市が、法律違反まで起こして民間委託実施にふみきろうとしているがごとの論調というものは、私は、市民に無用な混乱と大きな不安、誤解というものを招きかねないと、危惧いたしておりますし、

そもそも、労働者派遣法も、派遣労働者の就業に関する条件の整備をはかったり、労働者派遣事業が労働力の迅速、円滑なものを目指しているような法だと、私は、解釈しておりまして、

その一部分をとらえて、狭義的な解釈で、私は、自治体の進むべき道を見誤ってはならないと、この際、ここから強く訴えかけたいのでございます。

新たな仕組みで、地方の再生をはかるとともに、行政と市民の対等な関係、より良いパートナーシップの確立のために、勇気をふるって、私は、今、スタートに立つべきだと考えます。

(略)

議員各位のご賛同をいただき、ご可決たまわりますようお願い申し上げます。私の、賛成討論を終わります。